

東京都立産業技術大学院大学 起業コミュニティに関する要綱

7産技大管第821号
制定 令和8年3月11日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）の起業者向け履修証明プログラムである東京テックイノベーションプログラム及びシニアスタートアッププログラム（以下「起業プログラム」という。）の受講生に対し、修了後の継続かつ自主的な学修と研究の機会を提供するとともに、その活動を支援するため、起業プログラム受講生又は修了生が主宰する研究会を起業コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）とし、その設置や活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(コミュニティの設置要件)

- 第2条** コミュニティを設置しようとする者は、本学所定の申請手続きを行い、リスクセンター長に提出しなければならない。
- 2 設置申請を行うことができる者（以下「発起人」という。）は、起業プログラムの受講生又は修了生でなければならない。
 - 3 コミュニティの構成員には、起業プログラムの受講生及び起業プログラム修了生を含めることができる。
 - 4 コミュニティの設置は、以下の要件を満たさなければならない。
 - (1) 活動の趣旨が明確であり、本制度の意義に沿っていること。
 - (2) 東京テックイノベーションプログラムの担当教員1名以上がアドバイザーを担当すること。

(コミュニティ構成員の責務等)

- 第3条** コミュニティ構成員はコミュニティの活動に関して、第1条に定める趣旨を推進するものとする。
- 2 コミュニティ構成員のうち起業プログラムの受講生及び修了生は「守秘義務及びその他に関する誓約書（別記第3号様式）」（以下「誓約書」という。）をリスクセンター長に提出しなければならない。
 - 3 発起人は、本学が定める期間内に、当該年度におけるコミュニティの活動実績について、「起業コミュニティ活動実績報告書（別記第2号様式）」をリスクセンター長宛に提出しなければならない。
 - 4 施設の利用においては、東京都公立大学法人土地・建物貸付事務取扱規程（平成17年度法人規程第27号）（以下「規程」という。）を遵守しなければならない。
 - 5 その他、コミュニティの運用ルールは別に定める。

(アドバイザーの責務等)

- 第4条** アドバイザは、コミュニティの活動に関して、第1条に定める趣旨を推進するために、次の各号に掲げるものを業務とする。
- (1) コミュニティの活動に係る必要な指導
 - (2) 活動に必要な諸手続きの実施
 - (3) 規程等を遵守した活動が行われているか監督すること

(申請手続き)

第5条 発起人は、リスキルセンター長宛に「起業コミュニティ設置申請書（別記第1号様式）」（以下「設置申請書」という。）及び「誓約書」を提出し、承認を受けなければならない。

(承認)

第6条 発起人から「設置申請書」及び「誓約書」の提出があったとき、リスキルセンター長は、リスキルセンター会議の議を経て承認することができる。

2 承認期間は、承認日から同年度3月31日までの範囲内とする。

(継続)

第7条 コミュニティを継続する場合、発起人は、本学が定める期間内に、「起業コミュニティ継続申請書（別記第1号様式）」及び「誓約書」をリスキルセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

2 承認期間は、承認日から同年度3月31日までの範囲内とする。

(変更)

第8条 コミュニティの活動に変更が生じる場合、発起人は、変更内容に応じ「起業コミュニティ変更申請書（別記第1号様式）」及び「誓約書」をリスキルセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

(廃止)

第9条 コミュニティを承認期間内に廃止する場合、発起人は、「起業コミュニティ廃止申請書（別記第1号様式）」をリスキルセンター長に提出しなければならない。

(承認取消)

第10条 コミュニティの活動が次の各号のいずれかに該当した場合、リスキルセンター長は、リスキルセンター会議の議を経てその承認を取り消すことができる。

- (1) 不法行為を行った場合
- (2) 営利活動を行った場合
- (3) 宗教的活動を行った場合
- (4) 政治的活動を行った場合
- (5) 反社会的な活動を行った場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 所定の継続手続き・変更手続きを行わなかった場合
- (8) 社会的事情により運営に必要な人員、資源又は法令遵守等の条件を欠き、コミュニティの継続が困難とリスキルセンター長が認めた場合
- (9) その他、リスキルセンター長が不適格と判断した場合

(要綱の改廃)

第11条 この要綱を改廃するときは、リスキルセンター会議の議を経なければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、リスキルセンター長がリスキルセンター会議の同意を得て、これを定めることができる。

附則

この要綱は、令和8年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年3月11日から施行する。

AIIT 起業コミュニティ(設置・継続・変更・廃止)申請書

東京都立産業技術大学院大学
リスキルセンター長 殿

年 月 日

発 起 人 氏 名 _____

修 了 年 月 _____

プ ロ グ ラ ム 名 、 コ ー ス 又 は 専 攻 _____

代 表 ア ド バ イ ザ 名 _____

標記の件について、本紙のとおり申請いたします。なお、設置、継続及び変更において、活動の実態及びその状況について、リスキルセンター長が適当ではないと判断し、研究テーマの変更又は研究会の解散等を求めた場合は、異議なく、直ちにその指示に従います。

記

件名(研究のテーマ等)			
活動の趣旨			
アドバイザの役職・氏名			
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
構成員(修:修了生、在:在学生)			
区分(○を付すこと)	[修]修了年月を記入 [在]学修番号を記入	プログラム名、コース又は専攻	氏名
修・在			

※ 作成に当たり、記入欄の寸法は適宜変更可能です。複数ページにわたっても結構です。

※ 「活動期間」は、承認日から同年度 3 月 31 日までの範囲内とします。次年度も引き続き活動する場合は、必ず継続手続きを行ってください。

(____)年度 AIIT 起業コミュニティ活動実績報告書

東京都立産業技術大学院大学

リスキルセンター長 殿

発 起 人 氏 名 _____

修 了 年 月 _____

プログラム名、コース又は専攻 _____

代表アドバイザー名 _____

標記の件について、本紙のとおり報告いたします。

件名(研究のテーマ等)
活動期間(当該年度)
年 月 日 ~ 年 月 日
活動実績の報告

※ 本様式の各項目について、本書欄の制限を超える場合は、全体で A4 用紙3枚以内を目安にして提出すること

守秘義務及びその他に関する誓約書

東京都立産業技術大学院大学
リスキルセンター長 殿

年 月 日

氏 名 _____

プログラム名、コース又は専攻 _____

修了年次(修了生のみ)

学修番号(在学生のみ) _____

メールアドレス _____

私、(署名) _____ は、AIIT 起業コミュニティ制度に基づき、アドバイザー(指導教員)である _____ 先生のもと、以下のテーマに係る研究活動(以下「本活動」という。)に参加するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

研究のテーマ	
--------	--

記

- 本活動に当たってはアドバイザーの指示に従うとともに、本活動の実施に当たり知得した貴学内・外の秘密であると特定された情報及び本活動の成果については、その秘密を守り、アドバイザーの許可なしに、他に開示、漏洩及び発表致しません。ただし、正当手段で別途得られた情報については、除外します。
なお、個人情報には細心の注意を払い、個人情報の保護に関する法律の規定の範囲を超えた利用をいたしません。
- 本活動に従事する上で、私が関与した発明その他の知的財産に関する取り扱いについては、東京都公立大学法人知的財産取扱規則(平成17年度法人規則第47号)の「学生等」に準用されることを承諾し、これを遵守します。
なお、本活動を通じて創作した著作物については、協議の上、著作者人格権の不行使に同意した場合、当該著作物について著作者人格権を行使いたしません。
- 本活動に当たっては、自己の責任において安全管理に努めます。また、故意又は過失により貴学又は第三者に損害を与えた際は、その賠償責任を負うことに同意します。

※ (署名)とある欄は、氏名を自署(自筆)すること。

※ メールアドレスは、原則として AIIT アドレスを記載すること。また、通常使用する他のアドレスがあればあわせて記載すること。

※ この誓約書は、原本を郵送又は窓口で提出すること